

かると

職員は軽装で執務します

職員は、夏季の執務を快適に行い、市民サービスの向上に努めるため、軽装で執務しますので、ご理解をお願いします。

▼実施期間 7月1日～8月31日

▼問い合わせ 総務課

(☎ 1130)

印鑑登録の手続きについて

印鑑登録は、あなたの身分や財産を守る大切なものです。

印鑑登録のできる方は、登別市の住民基本台帳に記録されている方と、登別市の外国人登録原票に登録されている方です。

※15歳未満の方と成年被後見人は、印鑑登録を受けることはできません。

市は、印鑑登録を行う場合、登録する印鑑のほかに本人確認を行いますので、次のものが必要となります。

なお、印鑑登録の手続きは、本人が行うのが原則ですが、代理人による申請もできます。

◎登録の手続き

1. 本人申請の場合

●1種類でよいもの

写真つきで割印のあるもの、または写真が刷り込みとなっているもの（官公署発行の免許証・許可証・身分証明書や、学校長発行の学生証、会社発行の身分証明書など）

●2種類以上必要なもの

健康保険証や年金手帳、学生証、金融機関の預金通帳など

●保証書の提出

登別市ですでに印鑑登録している方が、申請者本人に間違いが無いことを保証した書面（保証人の登録印の押印と印鑑登録番号の記入が必要です）

※何れも提出できないときは、文書による照会を行いますので即日交付はできません。

2. 代理申請の場合

文書による照会を行いますので、即日交付はできません。

●代理人が持参するもの

代理権授与通知書（窓口備え付け用紙）、登録申請者の印鑑、代理人の印鑑

※不明な点がありましたら、お問い合わせください。

◎印鑑登録証の交付

印鑑登録の登録事務が完了すると『登録証』を交付します。登録後、印鑑証明書が必要な場合は、この『登録証』を持参してください。

なお、本人以外の方が、『登

録証』を持参しても印鑑証明書を交付しますので、取り扱いは気をつけてください。

※印鑑登録の手続きは、市民課、各支所で行えます。

▼問い合わせ 市民課

(☎ 1855)

国民年金保険料を納めるのが困難な場合は

国民年金には、免除制度や学生納付特例の制度があります。国民年金保険料を納められないときはご相談ください。

◎免除制度

国民年金保険料を納付することが困難な場合、申請によって国民年金保険料を免除する制度です。

▼全額免除 前年の所得に基づき、保険料の全額（月額1万3300円）を免除

▼半額免除 前年の所得に基づき、保険料の半額（月額6650円）を免除し、半額を納付

①半額（全額）免除期間については、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されませんが、年金額を計算する際は保険料を納めた期間の3分の2（全額免除の場合は3分の1）として計算されます。ただし、半額納付分を納めなかった場合は、その期間は未納扱いとなり、老齢基礎年金

の受給資格期間にも年金額にも算入されません。

②免除の対象となる所得の基準は世帯構成などにより異なります。

③免除期間は7月（または申請の前月）から翌年の6月までです。7月から免除を希望される方は8月末までに申請してください。

④手続きには、納入通知書、印鑑申請の理由が失業の場合は『雇用保険受給資格者証』または『雇用保険被保険者離職票』が必要で

◎学生納付特例制度

大学、大学院、短大、高等学校、専門学校など（一部適用にならない学校があります）に在学する20歳以上の学生であって、学生本人の前年の所得が68万円以下（扶養親族の数により異なります）であれば申請により国民年金保険料の支払いが猶予されます。

①学生納付特例期間は、10年以内であればその期間の保険料を後払い（追納）することができ

ます。追納しなかった期間は、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

②手続きには、納入通知書、印鑑、学生証のコピーまたは在学証明書が必要で

▼問い合わせ 保険年金課 (☎ 1771)